

带状疱疹ワクチンが定期接種になりました

令和7年度から65歳以上の人などを対象に带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します。対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。

【対象者】 ①年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・100歳以上になる人

②60歳から64歳までで、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人(身体障害者手帳1級程度)

65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生	70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生	80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生	90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
95歳	昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日生	100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳以上	大正14年4月2日以前生まれ	注)原則65歳の人を対象とし、令和7年度から5年間の経過措置	

注)原則65歳の人を対象とし、令和7年度から5年間の経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳(令和7年度に限り100歳以上)になる人も対象になります。

【料金】 生ワクチン、組換えワクチンの２種類があり、いずれか１種類を接種します。接種ワクチンの種類により、接種回数や金額が異なります。

接種ワクチン	接種回数	料金（接種した医療機関で支払う）
生ワクチン	1回	2,700円
組換えワクチン	2回	1回につき6,600円

※生活保護世帯に属する人は、事前に町保健センターで手続きすることにより接種料金が無料となります。

【接種場所】 町内指定医療機関または岐阜県広域化予防接種医療機関

【接種期限】 令和8年3月31日まで

【予診票の配布方法】 対象者①の人へは4月に郵送しました。対象者②に該当し、接種を希望する人は身体障害者手帳を持って町保健センター窓口へお越しください。

○帯状疱疹予防接種費用助成事業について

令和7年度より定期接種となったため、任意接種の費用助成事業は令和7年3月末で終了しました。ただし、不活化ワクチンを令和6年4月1日から令和7年3月31日までに1回接種した人は、令和7年9月30日までに残りの1回を接種した分について引き続き費用助成を実施します。詳しくは町ホームページをご覧ください。



带状疱疹予防接種費用
の助成終了について
(町ホームページ)

四種混合ワクチンの予防接種が完了していない人へ

令和6年4月より五種混合ワクチンが定期接種の対象となったことで、四種混合ワクチンの製造販売が終了します。四種混合ワクチンを接種できるのは在庫がある期間のみとなります。合計4回の接種を完了していない人は、お早めに接種を計画してください。

四種混合のワクチン在庫がなくなった場合、五種混合ワクチンに切り替えての接種が可能です。五種混合ワクチンへ切り替える場合は、四種混合ワクチンの予診票は使用できません。接種を希望される医療機関に四種混合のワクチンの在庫がないことを確認し、町保健センターへご連絡ください。

5月31日は世界禁煙デー、5月31日から6月6日までは禁煙週間です

喫煙は、がん、脳卒中、心疾患などの循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの呼吸器疾患、歯周病など人体に様々な悪影響を与えます。受動喫煙(周囲に流れるたばこの煙を吸うこと)も肺がんなどのリスクを高めます。

たばこがやめられないのは、自分の意思が弱いからではありません。ニコチンの依存性によるものです。禁煙外来や薬を利用することで、自分自身と周囲の人の健康を守りましょう。

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

ハンセン病患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。
秘密は守られます。～

●補償金を受けられます。まずは、お電話でご相談ください。不安な点や疑問点にご質問にも丁寧に答えられます。
〇この補償金は、国が、ご家族に支払います。あなたの健康は、国が、守ります。安心して暮らしてください。また、ご家族の健康を心配する方にもお話しし、そのお精神的苦痛を軽減するものでもあります。



厚生労働省

受付時間 月～金 9時～16時
受付場所 東京都千代田区千代田1-1-1
 厚生労働省 健康政策局 健康政策課
 〒100-8901
 電話 03-3595-2262



※ 補償金の一定が国の財政状況により変動する場合があります。

ハンセン病患者の家族に対する補償金支給対象者について

ハンセン病 厚生労働省 検索

この補償金は、国の誤った隔離政策により、ハンセン病元患者家族が被った精神的苦痛を慰謝するものです。詳しくは、厚生労働省補償金担当窓口へお問い合わせください。

問 町保健センター ☎32-9025